

木造住宅補強工事補助金の手続きの流れ

① 無料耐震診断

無料耐震診断の申込(※家屋所有者が申請)

【申請時必要書類】

- ・耐震診断等実施申込書兼同意書
 - ・固定資産税納税通知書(最新年度分)
 - ・名寄帳
 - ・登記簿:全部事項証明書
- いずれかの写し

↓ 1~2か月後

耐震診断の実施決定(診断士決定の通知と診断士との日程調整)

↓ 1~2か月後(三重県木造住宅耐震促進協議会の判定会にて診断結果を協議)

診断担当建築士から耐震診断結果(判定書)のお渡し



② 耐震補強設計(建築士による補強工事図面作成)

補強設計補助金の申込(※家屋所有者が申請)

【申請時必要書類】

- ・木造住宅耐震補強設計事業費補助金交付申請書
- ・耐震診断判定書(上記①)
- ・設計費用見積書(有効期限内で内訳のわかるもの) ※契約せずお待ちください
- ・耐震補強設計する建築士が受講耐震診断者であることを証する書類(受講証)



交付決定通知の受取※受取前に契約すると補助の対象外となるため注意!



設計費用見積書を取得した建築士と契約し設計



【補強設計完了後】 完了実績報告書提出

【提出時必要書類】(※切:完了から1か月以内もしくは令和8年3月23日の早い方)

- ・木造住宅耐震補強設計補助事業完了実績報告書(交付決定通知に白紙を同封)
- ・契約書 もしくは 注文請書 の写し
- ・領収書の写し(※口座振り込みの場合・・・振込伝票と請求書の写し)
- ・耐震補強計画書(判定書を含む。)
- ・補強工事見積書



交付確定通知と請求書の受取 ⇒ 請求書の提出 ⇒ 裏面③へ

完了実績報告書の審査後、交付確定通知と請求書を送付いたします。

請求書へ振込先口座情報を記入し、松阪市防災対策課へ提出してください。

請求書提出後、1か月以内にご指定の口座へ補助金を振り込みます。

補強工事・リフォーム工事 補助金の申込(※家屋所有者が申請)

【申請時必要書類】

- ・木造住宅補強等事業費補助金交付申請書【補強工事及びリフォーム工事】
- ・耐震診断結果報告書(表面①)
- ・耐震補強計画書(表面②)
- ・耐震補強設計する建築士が受講耐震診断者であることを証する書類(受講証)
- ・工事見積書(有効期限内で工事内訳のわかるもの) ※契約せずお待ちください



1か月以程度 (見積書と工事図面の審査)

交付決定通知の受け取り

※受け取る前に契約、着工してしまうと補助の対象外となるため注意！



工事見積書を取得した補強工事業者と契約し着工

- ※施行個所の施行中および施工完了時の写真を撮影してください。
- ※工事内容の変更等がある場合は松阪市防災対策課へご連絡ください。



〔補強工事完了後〕 完了実績報告書提出

【提出時必要書類】(※切: 完了から1か月以内もしくは令和8年3月23日の早い方)

- ・木造住宅補強等補助事業完了報告書(交付決定通知に白紙を同封)
- ・工事契約書の写し
- ・領収書の写し(※口座振り込みの場合・・・振込伝票と請求書の写し)
- ・施行個所の施行中および施工完了時の写真
- ・工事施工監理者届(交付決定通知に白紙を同封)

※補助金を工事業者へ振込する手続き(代理請求及び代理受領)を希望する場合は申し付けください。別途申請が必要です。



交付確定通知と請求書の受取 ⇒ 請求書の提出

完了実績報告書の審査後、交付確定通知と請求書を送付いたします。
請求書へ振込先口座情報を記入し、松阪市防災対策課へ提出してください。
請求書提出後、1か月以内にご指定の口座へ補助金を振り込みます。

《問い合わせ先》

松阪市役所 防災対策課 防災係

TEL:0598-53-4034